

第六十一回 参議院建設委員会會議録第二十二号

昭和四十四年六月二十四日(火曜日)

午前十時二十三分開会

委員の異動

六月十九日 補欠選任 浅井 亨君

六月二十三日 二宮 文造君 補欠選任 浅井 亨君

六月二十四日 浅井 亨君 補欠選任 二宮 文造君

辞任 村田 秀三君 補欠選任 松本 英一君

出席者は左のとおり。

理事 大森 久司君 山内 一郎君 沢田 政治君

委員 上田 稔君 小山邦太郎君 高橋文五郎君 塚田十一郎君 中津井 真君 林田悠紀夫君 柳田桃太郎君 米田 正文君 田中 一君 二宮 文造君 宮崎 正義君 高山 恒雄君

国務大臣 建設大臣 坪川 信三君

政府委員 警察庁交通局長 久保 卓也君

建設政務次官 渡辺 榮一君
建設大臣官房長 志村 清一君
建設省河川局長 坂野 重信君
建設省道路局長 養輪健二郎君
消防庁長官 松島 五郎君
事務局側 常任委員会専門員 中島 博君

説明員 厚生省医務局総務課長 上村 一君
自治省財政局交 付税課長 横手 正君

参考人 日本道路公団理事 宮内 潤一君

本日の会議に付した案件

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査 (高速道路における事故防止等に関する件)

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律案(第五十八回国会内閣提出、第六十一回国会衆議院送付)

○連合審査会の開会の件

〔理事沢田政治君委員長席に着く〕

○理事(沢田政治君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日、大和委員長が所用のため委員会に出席できませんので、委託を受けた私が委員長の職務を行ないます。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題といたします。

高速道路における事故防止等に関する調査を行ないます。質疑のある方は、順次お願いします。

○田中一君 道路公団の手によって東名、名神、

中央道の一部が完工したわけであり、現在供用されておりますが、ドライバーの未熟からくるものもあると思うけれども、相当事故が多い。その中で人身事故も相当見られるような現状にありますが、道路公団が隣接の町村に救急車を貸与しているという事実があります。これはどういう根拠でそれを貸与しているのか、また道路公団は道路の完成並びに関連する工事等を管掌しているはずであるけれども、救急車まで貸与しているという点の根拠と予算的な措置をどうとっているかという点をまず最初に伺います。これはきょう参考人として来ている道路公団にだけ聞けばかりでなく、政府からもこれに関連する答弁をお願いしたい。

○参考人(宮内潤一君) お答え申し上げます。高速道路関係につきましては、沿線の市町村に救急車を貸与していただくことは事実でございます。これは名神の開通前後からそのようなことをいたしておるわけでございまして、現在名神、東名を含めて十七台ほど貸与しております。貸与している根拠と申されても、実はまことに困るのでございまして、名神を開業いたしました際に消防庁からも強い御要請もあり、かつ滋賀県その他の、ことばは悪いございまいし、弱小町村と申しましようか、財政不如意の市町村において、とうてい救急業務を果たすことができないというような現実には迫られて、その建設費の中の機械器具費で救急車を購入いたしまして、これを貸与いたしておる、このような実情でございまして。

○政府委員(養輪健二郎君) 道路公団が高速道路に伴いまして救急車を貸与しているという実情は、いま宮内理事から申し上げたとおりでございしますが、これについてはいろいろ道路公団と消防庁との間の覚え書きでやられたわけでございまして、これは非常に疑問はあったのでございしますが、何ぶん負傷者の搬送ということだけで考え

ると、やはりいまの時点では無償貸与もいたした方がないということで、現在はそれを認めておったわけでございまして。いまの道路公団法に基づきます日本道路公団の業務の中に救急業務は、もちろんこれはないものと思っておりますが、やはり交通の管理、事故がありましたあとの高速道路をクリアするといふものの一環として、負傷者の搬送も一番重要なこととございしますので、そういう意味でやむを得ないことだと考えまして、いままでこれを認めておった次第でございまして。

○田中一君 自治省来ておりますか……消防庁来ておりますか。

○理事(沢田政治君) 消防庁来ております。

○田中一君 消防庁に聞く前に自治省の見解をほしいのですよ。

消防庁はそうすると、こうした事態というものを消防庁が強制して市町村を指導し、強要して貸与を受けておるのか。当然現実の事態というものは、必要であるならば、消防庁にいていというならば、自治省がそれだけの措置をとるべきはずだと思ふ。その経緯はどういうことですか。

○政府委員(松島五郎君) 私もその当時関係しておりましたので、詳しく経緯を存じておりませんので、あるいは正確なお答えにならないかと存じますけれども、高速道路の救急業務が、高速道路ができたことに伴いまして出てまいりました。関係市町村では高速道路がなければ、いま急にそういう救急車をもって町内の救急をやるという差し迫った事情も必ずしもない状態にあったところもあるわけでございしますが、そういうところも、道路高速ができ、インター・チェンジができたので、やはり救急業務をやる必要があるというところで、それについては、そういったことから道路公団にも何ぶんの協力をしていたか、どういふことからは始まったものと了解

をいたしております。

○田中一君 国家の関係機関と国家そのものの行政庁が、国民に前向きな行政をやらなければならぬのは事実であります。ところが、消防庁が自分のほうで予算措置をしないのでそれを他に求めるということは、最近問題になっておる教育問題のPTAの問題とも関連して、同じような思想でもってこういうことをいっているおるのですか、消防庁としては、そうして今後この事態をどう修正するか、改正して次年度には予算化するという方向を持とうとするのかどうか、最初にそれを伺っておきます。

○政府委員(松島五郎君) 先ほど申し上げましたように、高速道路ができましたことに伴いまして関係市町村で救急体制を整備していくというようなことから、関係市町村でも高速道路公団にできるだけひとつ協力をしてもらいたいということから出発したものでございまして、お話しのように、市町村の救急体制それ自体は今後とも整備をしていかなければならぬ問題でございまして、私もどなたもいたしまして、できるだけ全体の体制の中で整備を進めていくことを考えていかなければならぬというふうに思っておりますけれども、ただ経緯から申しますと、いま申し上げましたような高速道路ができたからというふうな事情もございまして、高速道路公団に協力を求めている、こういうことでございまして。

○田中一君 これに対する建設大臣の見解を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(坪川信三君) 高速自動車国道におけるところの救急体制につきましては、御承知のとおりに各省庁と連絡をとりながらたゞいま高速自動車国道における交通安全対策の強化を各にいたすべきかという基本的な問題について、各省庁と協力いたしまして政府の一貫した方針を打ち立てたい、こういうことでいま作業を努力いたしております、なるべくすみやかな機会にこれの統一の方針を定めましてこの不幸を全面的にひとつ解消するよう努力をいたしてまいりたい、こう考え

ておるような次第でございまして。したがっていまして各省庁、ことに自治省あるいは消防庁等々の関連事項につきまして、それぞれの考え方、またそれぞれの主張もあることも聞いており、報告等も受けておるのでございますが、これらについては、やはり高度な立場からひとつ問題点の解明をいたすよう指示もいたしておるという次第でございまして、責任大臣といたしましては、真剣にこれらの問題に取り組んで、すみやかなる機会に統一の方針を打ち立てる政府側の方針であることを、御了察賜わりたいと考える次第でございまして。

○田中一君 国の方針はきまってるじゃありませんか。あらためてここで考える必要何もないんです。救急体制というものは、消防庁が行なうのだということはきまっております。それをどう変えようとおっしゃるんですか。現在は現行法でも、今日の制度では、道路公団は道路並びに道路に関連する施設をつくらなければならないのであります。救急体制というものは消防庁が、これは市町村単位でありますから、消防庁が予算化する、そうして市町村にそれをさせればよいのであります。自治省は特別交付金でも出せばできるわけでありまして、突然高速道路ができたからという事故があるんだなということは、これは聞く耳はないわけでありまして。少なくとも、現実には救急体制が不備のために、失われて済むような命を失っている、けが人もおるかも知れない。これから考える、けがやない、現在です。現在そういう体制ができておるのですよ。といて、私は何もそれを非難するのじゃないのですよ。人命でありますから、それに対する当然の措置を、それこそ道路公団も緊急な措置を取らなければならぬと思うけれども、しかし同じ国家並びに国家行政機関関係の中ですら、金を出さないで他に、法律的にそれを担当しないでもい道路公団にこれをしいるということがあるやならぬということなんです。しかし道路公団は、自分の供用しておるところの沿線全部に対してはやはり管理権は持つておるはずであります。だから、もしも消防庁がそ

れほど力がないならばあるいは市町村に財政上の力がないならば、法律を改正するのなら道路公団はそれを全部担当することもできるわけなんです。どうも建設大臣、ちよつとそこに誤解があったと思ひますから……。私の言っておるのは、道路公団がなぜそのような不当なる支出をしておるかということなんです。そういうことをいたしますと、道路公団は独立採算制でやっておるのだから、そういう施設をどんどんつくれば料金に關係するのです。料金が高くなるのです。その点をひとつ――といてまた坪川さん言い過ぎちゃいけませんよ、あとで困るから。

○国務大臣(坪川信三君) 田中先生の御指摘になつた問題点、よく理解し、私も全くその考えを持つておるものでございまして、御承知のとおり、原則としては、市町村がこれを持つて行なうことになつております。したがって、当然消防庁のほうにおいて全面的に広域的な立場から、これにひとつ責任持つてやる、そして建設省、言いかえれば道路公団等が中心になりましてこれを全面的に応援、協力すると、こういう体制でいきたい、この方針は全く一致でございまして。

○田中一君 いまこの沿線の市町村でランプまたはインターチェンジがある地点で要求した資料の中には、全部これ五キロですか、五キロの地点にということになっておるのですか。どのくらい救急車あります。ちよつと説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(松島五郎君) お手元に「高速道路I・C所在市町村救急自動車数」というのを差し上げてございまして、どのくらいと申しますと、ちよつと計を出してございせんが、たとえば東京の場合には百六台の救急関係の自動車を持つておりますけれども、これは全部東京都が高速道路に使つておるわけではございませんので、そういう意味でそのうち何台が高速道路専用になつておるかということをご区分けできませんので、一応これを合計いたしまして、必ずしも正確なお答えにならないかと思ひますが、その表にござ

いますように、東京でございましてとまあ百六台、そのうちの何台かはインターチェンジに近いところから進入しておる、こういうことでございまして。川崎でございましてと六台。あるいは典型的な例で申しますと、主として高速道路に使われておると思ひますのは、たとえば松田町あるいはまあ中ごろから下にございまして焼津、吉田、菊川、袋井というふうなところが高速道路に使われておる割合が多いのじゃないかということでございます。

○田中一君 この救急車並びに沿線の救急病院の現状というものを、厚生省のほうからひとつ説明していただきたいと思ひます。したがって、ここにあるランプまたはインターチェンジ、これに關連しての一番近いところの救急病院はどうなつておるのか。

○説明員(上村一君) お手元にお配りしてございまして資料に即して申し上げます、インターチェンジを中心にしたしまして半径五キロで円を描きまして、その中に救急病院として告示されているものが幾つあるかというのを示したのがこれでございます。東京から小牧までのインターチェンジで、周辺の救急病院は七十三ございまして。救急病院が半径五キロの円内にはインターチェンジは、三ヶ日と名古屋、二つございまして。それから中央高速道路の場合には、高井戸から河口湖までのインターチェンジ七つあるわけではございますが、半径五キロの中に救急病院がございましてが四カ所、ないのが三カ所ございまして、合計で病院数は二十八カ所でございます。それから名神高速道路の場合には、一宮から西宮までの各インターチェンジについて救急病院として告示されておりますものが六十九ございまして。告示病院がないのが関ヶ原のインターチェンジでございます。

○田中一君 名古屋は、これはもう半径五キロというところになるというか、都心より非常に遠いところの名古屋のインターチェンジがあるからこうなつてゐるのだと思ひますが、これは何ですか、

やはり豊田なり春日井なりのほうにそれは何キロぐらいのところにありますか。

○説明員(上村一君) 名古屋の場合には、告示病院というのは一カ所もございませんが、病院としては七つあるわけでございます。ただ、郊外にある関係上特殊な病気を対象にした病院ばかりでございます。ただ、この半径六キロぐらいのところには大きい市民病院がございます。

○田中一君 ところで、こうしてこれからは年々だんだん高速道路の距離は延びてくるわけですね。そうすると、各市町村とも自分のところの高速道路ばかりじゃなく、おのずから地方行政自体の行政区域内の交通も激しくなり、かつまた救急車の活動というものがひんぱんに行なわれなければならぬという事態も予想されるわけですね。そうすると、一体この問題を今後どういう形で処理しようという考え方を消防庁は持っておるか。これは当然道路公団としては、原因は自分の所管するところの、管理するところの高速道路で起きるけれども、これに対処するところの救急活動というものは消防庁が持つてやるわけだから、そこでどういう方法をとろうとするのか。これはまあ消防庁がこうせいあせいと言つても、地方自治体そのものの財政上の問題があると思うし――またいたしたもののじゃない、政府がほんとうにやろうとするならばこんなものはいしたもののじゃないので、特別交付金出してやれば一台でも二台でもできるわけですね。そこでどういう態度をとろうとしておるのか。今後、もしもこれから質問する警察の交通取り締まりの面からも、場合によれば、もう道路公団に、われわれが道路公団法の改正をして、道路公団にそれらの権限を与える。そうして一貫した管理をさせるということまでも考えなければならぬじゃないかと思うわけなんです。ただ単に、こうして相当事故があるのを、予備費があるという国家予算の中で放置をしているという事実、そうしてそのしわ寄せは、道路公団のほうにすればそこに事故車なりあるいはけが人が出たのをそのまま置いておけば、通過する多くの自動車の障害

になるばかりでなく、瞬時も早く、人命救助は当然のこと、事故車も早く整理をしなければ、原形に復旧しなければならぬわけでありまして、でありますから、現時点でさうすぐ予備費を流用して、各地区にそれらの設備を行ないますとか、救急車の配置を行ないますとか、また厚生省のほうもたとえば中央道等でも一番事故が多い。その中でもってちょうど山岳地帯にないことでもありますから、救急病院の施設もどこかに委任するとかというような方法をどう考えておるか、という点を伺っておきたいのです。あなたの方の態度ですね、消防庁並びに厚生省のほうではどう考えておるかという……。

○政府委員(松島五郎君) 高速道路の救急体制をどうするかという問題でございますけれども、この点につきましては、先ほど先生からも御指摘ございましたように、現行法のたてまえでは、市町村がその区域については実施することになっておりますので、私どもとしては、市町村の救急体制をできるだけ充実する方向で努力をしなければならぬ、かように考えておるわけでございます。ただ、先ほどごらんいただきました救急車の数でもおわかりいただけますように、一応三ヶ日町を除きましてはそれぞれインターチェンジごとに救急隊を整備させるように整備をしております。一応の整備が整つてまいりましたところでは、三ヶ日町につきましても、ただいまいろいろな方法で少なくとも三ヶ日町のインターチェンジの近くに救急隊が駐在し得るような体制を整えたいと、関係方面と折衝をいたしておる段階でございます。

ただ、高速道路上の事故は、東名高速道路が開通いたしましたし、かなり多くなつてきておりますが、一年間の統計がございまして、名神高速道路について申しますと、昭和四十三年一年間に発生しました救急件数が五百七十九件でございます。で、一日当たりいたしますと、一件ないし二件程度でございます。御承知のとおり名神国道には十三のインターチェンジがございまして、各イン

ターチェンジに平均に事故が起つておるといふわけではございませんけれども、かりに平均をいたしますと、一つのインターチェンジについては五日に一ぺんか六日に一ぺんという件数でございます。しかし救急活動というのは、申し上げるまでもなく、できるだけ短い時間のうちに救急をしなければならぬというわけでございまして、どこかに救急隊があれば用が足りるというわけにまいりませんので、少なくともインターチェンジごとぐらゐに、直ちに事故現場に到達できるように体制になつていなければならぬということになるわけでございます。そうしますと、五日に一ぺんか六日に一ぺんの事故でございしても、やはりインターチェンジごとぐらゐには救急隊を置かなければならぬ、こういう問題がございまして、したがって、そういうことを考えますと、やはりふだんは市町村の救急活動に従事しながら、いざというときにはいつでも高速道路の事故救急にかけつけられることができる、こういう体制であることが望ましいのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。そういう意味から、私どもは市町村の救急体制の整備ということにさらに力を入れてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

ただ将来の問題ということになりますと、幸いにして現在の名神にいたしまして、東名にいたしまして、ほとんど都会地から都会地をつないでいる道路でございまして、地元の救急体制を整えることも、東名の場合には非常に問題ございまして、それれども、比較的関係市町村の理解と協力も得やすかつた。しかし、これから山の中を通つていくというようになつてまいりますと、なかなか従来のようなやり方ではないのかどうかという問題があるかと思ひます。それらの問題につきましましては、私どもは現在法律がどうであるからというだけの問題ではなくして、救急ということ、人命の救助ということ自体を中心にして、何が一番合理的かという体制をなお検討を続けていく必要があるというふう

に考えております。

○田中一君 将来の問題は将来の問題として、現在の問題をどうするかということです。これはもう、自治大臣が来ればはつきり答弁を受けたいんだけれども、建設大臣は一体この時点をどうしようとするのか。これはもう閣議で大きい発言して、消防庁の救急体制に対する予備費もあるんだから、即刻強化するということにならなければならぬと思ふんです。これは、むしろそのためには、そうしなければそれこそ道路行政をつかさどっている建設大臣も、交通という面の障害を残すことになりまして。

○国務大臣(坪川信三君) 田中委員御指摘になりました、ただいまの問題点に対する措置を緊急に講ずべきであるという御指摘、全くごもっともでありまして、私もその決意を持ちまして、過般の閣議において強く緊急体制の統一措置を講ずべきである、という発言を各省庁に要望いたしました。気持ちもここにあって、全く田中委員とその御了承をいただきたいと思います。したがって、その発言以来、また総理も強くこれに対する各省庁の協力体制を指示されましたので、ただいま総理府長官、また建設省を中心といたしまして、関係各省庁とこれらに対処するところの行政的な、事務的な緊急措置、また財政的な問題もいま御指摘になりました点でございまして、そうした点を踏まえまして、いわゆる実施体制の整備という問題点、それからいわゆる救急活動の効率化という点、これらの問題もいろいろと具体的に入つてまいりたいと思ひます。道路管理者及び警察の機関、あるいは医療機関、消防機関の共同によるところの地域別な、総合的な、具体的な救急計画の策定を行なひまして、この計画に基づいて訓練その他の実施もいたさなければならぬ。また、サービスエリアにいわれる救急室を設けるといふような具体的な問題、あるいは救急活動の効率化におきましては、サービスエリアへの搬入路を救急自動車用の出入路として、そして積極的にこれを利用す

るとともに、救急自動車専用の非常入り口の措置が必要であり、かつ道路構造上可能である個所に、救急自動車専用の非常出入口を増設するというような問題もござります。これら具体的な問題が、いま各省庁の間において煮詰まっておりますので、少なくとも今週中にはその結論も出ることと強く期待をいたし、その関係大臣にも個々に私は要望をいたしながら、きょうも閣議の始まる前に、関係責任大臣に私から督促、促進を要望、手配いたしました気持ちも、田中委員御指摘の気持ちと同じ立場で、これに対する措置を早急に講じてまいりたいと、またこれを期待したいと、こう考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○田中一君 実際、山岳地帯を通る町村、まあ都会といひますか、中央の都市から離れている場所は、なかなか困難があると思ひますので、場合によれば県に全部やらしたらどうですか。県がパトロールするという、パトロールというような体制をもって常にかゝるといふ方法も考えられるのではないかと、これをひとつ消防庁のほうでは、いま建設大臣が言われているように、真剣に現在の問題を処理していただきたいと思ひます。

それから警察庁の人、来ていますか……。現在交通取り締まりあるいは事故等の検証を行なっているところの配置されいる警官数はどのくらいあります。

○政府委員(久保卓也君) 現在三つの高速道路につきまして警察官が配置されておりますのは、東名高速については八十五名、それから名神につきましては百八名、中央高速については三十二名であります。このほかに通信関係の連絡室がそれぞれに三カ所ござります。

○田中一君 この活動の実態をひとつ現状、どうやっているか、説明してください。

○政府委員(久保卓也君) これらが、たとえば東名高速につきましては交通パトカーが十三台、それから事故処理車が六台あります。また名神につ

きましては、名神の高速パトカーが十八台、事故処理車が六台、それから中央高速のパトカーが六台、事故処理車が三台あります。ということでは、先ほど申し上げました人数をもちまして、パトカーによつて常時パトロールをやっているということでありまして、なお事故がありました場合には、いまの事故処理車及びパトカーが現場にはせまると、事故が非常に多いことで、事故の処理に忙殺されておる。したがって、なかなか常時パトロールするということは困難である。また高速道路の性格上、パトロールをやつてどのような効果があるか。つまり百キロのスピードで走つておるわけでありまして、こちらのものは百キロないし百二十キロで走つておられます。並行して走つていきますから市内のような効率というものはないと思ひます。したがって、むしろ一般的な教育であるとかあるいは事故の処理であるとかあるいは警告であるとか、そういったところに重点が置かれておる、かように存じております。

○田中一君 聞くところによりますと、せんだつても事故で検証している最中に、それに飛び込んだというような暴走車もあるようです。そこで、名神のほうには、公団のほうでは何人くらい交通監視員を置いているのですか。そしてこれはどういう役目を果たしているのですか。

○参考人(宮内潤一君) 名神では現在七十名ほど交通監視員というのを配置いたしました。警察とともに路上のパトロールをやる。それから事故等がござりましたならば、たとえば警察官等の指示を得まして交通規制をやる、あるいは事故車の排除作業に従事する、こういうことをやっております。

○田中一君 国鉄はかつて車掌に警察権を与えて、車内におけるところの治安を守つていた。いまは鉄道公安官がその役を果たしている。こうして道路公団も交通に対する監視員を置いて、いろいろな指導なりあるいは注意なり行なつておるけれども、おそらくわれわれが想像する以上

に、将来は自動車の不備とも相まつて、ああいう欠陥車がいふん多いということ、そういうものを入れながら相当の事故が増大するのではないかと。この際警察庁は、高速道路内の一切の警察権というものを道路公団に与えたらどうであらうか。国鉄におけるところの鉄道公安官と同じように警察権を持たせ、これはもう話にならぬわけなんです。そうして警察が地域の住民に対する保護をするという本来の目的に専任したらどうであらうか、こういう考え方がわれわれしるうとでもふつと浮かぶわけなんです、それに対して警察庁はどういう考えを持っていますか。

○政府委員(久保卓也君) 現在は、御承知のように長い幹線道路を各県が分担しているわけでありまして、それをさらに一本化する方針をいたしましては、国の機関としてのハイウェイ・パトロール隊というものををつくるかという問題があります。これにはいろいろ問題がありますが、いま御質問の公団側に譲つてはどうかという問題、これは鉄道公安官もその例があります。ほかには特別司法職員、司法警察職員というのはいふんいろいろござります。したがって、考えられることではあります。ただ警察庁内部ではまだ事務的に検討いたしておりませんけれども、私個人は関心を持っておりまして、ごく最近道路公団の幹部の方に御意見を伺いましたら、必ずしも乗り気ではなかつたわけでありまして、もし道路公団のほうでそういったようなことを全面的にお引き受けになるような御意思があるならば、私どもは検討してもよろしいと思ひます。ただ、単に交通の取り締まりだけではありますんで、刑事事件その他もありまして、ちょうど鉄道公安官と同じように警察もいろいろんな事件があればダブつて警察権を持つということにならうかと思ひます。

○田中一君 これからますますキロ数が延びてくるわけですから、それで日本全部が平面道路じゃなく特殊な用途の交通道路、特殊な交通体系を持つところの道路になるわけですから、そういうものも考えられると思ひますが、公団側はどういう考え

ですか。

○参考人(宮内潤一君) 実は十年ほど前に關門トンネルが開通いたしました時点から、いろいろ警察であるとか消防であるとか救急であるとか、これをどうしても完全にやるためには公団側においてある程度の権限を持ち、人員をそろえるということも必要かということいろいろ検討もいたしたのでありますけれども、まあ諸般の事情で、消防には消防の責任体制というものがあつて、警察には警察の責任体制というものがあつて活動しておられるというところで、いままでいろいろの成果を見てまいつたわけでありまして、現状におきましても、名神等の経験等に徴しましても、警察側でも非常に御尽力願つておりますので、いまのところまだ積極的にこの問題に取り組むというところまでは至つておりません。しかし、いま御指摘のとおりいろいろ問題もあるようでござりますので、今後検討を進めたい、このように存じます。

○田中一君 建設大臣、こうして相当延びてくる高速道路の中の事故というものが憂うべきものがたくさんあるわけなんです。まあ鉄道は一貫したところの行政というか、管理をやつておる。大体警察と消防とが分離するもの、どうもわれわれの古い頭では割り切れないものがあるんですよ。いままで警察と消防とはいつとも一緒にくつていて、思ひやうでありますけれども、それが別々になつた。そしてやはり一つ一つの張りとは言わぬけれども、すべて行動する体制というものはちがはぐになつてくる。これに加えて救急病院という問題も起つてくる。人命尊重ということをいふん佐藤首相も言つておられるけれども、ここあたりで、いわゆる先ほどあなたが言つていらっしゃる基本的な高速道路の上におけるところのあらゆる問題を一元化して、一貫性を持ちながら管理をしていくという方向がとられなきやならぬ段階がきていくんじゃないかと思ひます。これは一方道路公団の中にも妙な存在があるわけなんです。これは財団法人道路施設協会というのがありまして、これはかつては職員の厚生会等が出資して行

なっていたものであったそうでありますけれども、いまではエリアとかインターチェンジ等の諸施設というのは、全部この道路施設協会がすべての施設を行なつてこれを貸与してゐる。食堂であらうと何であらうと、そうしたものの営業権を入札に付して高いものにこれをやらして経営しているというふうなものがある。この協会あたりもむろん借金して家を建てて、家賃でなくて売り上げの何%かというものを取っているそうです。これは相当な利益です。せんだつて調べてみると、いままででも一億何千万と言つておりまして、これはますます長距離に延びてくると、これらを利用する者もふえてくる。この協会が救急活動とかあるいは消防とか、いま建設大臣が言っているような医療施設、簡易な医療施設——血どめ程度の看護婦を置いていろいろのものをつくるのでしようけれども、やつてもいいと言つてゐるんですね。この人的構成をみると、かつての防衛庁の次官であつたところの門叶という人が理事長をやつておる、この存在は一体何ですか。これは宮内君から一ぺんよく説明していただきたい。またこの団体が定款はりっぱなものをやつて配当するわけでも何でもない、財団法人だ。そして剰余金が出れば剰余金は公共のために使うのだというキャッチフレーズをやつてゐるけれども、剰余金が出るのさえおかしいくらいだ、これは一つの高速道路の長距離交通をやるためのオアシスとしてのエリアなり、生理的な問題もあらうけれども、そうしたものの施設であらうはずなんです。相当のもうけ、利潤を生みながらこれをやつてゐるというところのあり方には、ちよつと問題があらうと思ふ。どういふ役目を果たしてゐるか、これをちよつと伺つておきます。

○参考人(宮内閣一君) おつしやるとおり高速道路というものはインターチェンジ以外からは出入りができない。しかも大体インターチェンジと申しますのは、都会地周辺を除いては十キロないし二十キロの間隔に配置されております。したがってまして諸外国の例を見ましてもある地点、大体五

十キロ間隔というのが常識的になつておるようでございますが、そこにレストハウスであるとか、あるいは自動車の修理場であるとかガソリンスタンドとか、こういうものをどうしても設けておかなければならぬわけでありまして、そこで名神をつくりましたときに、一番最初栗東から御承知のとおり西のほうを開業いたしましたので、あの時点におきましては大阪の上りと下りにこのサービスエリアそれから修理場並びにガソリンスタンドのたぐいを設けたわけでありまして、これは公園が直営で、つまり建物も土地もみずからの手でこれをやつたわけでありまして、このときに、そこで売るガソリンであるとか、あるいは自動車の修理をする作業であるとか、あるいは食事を提供する、こういうことになつたことに公園が乗り出すべきかどうかということについては、非常に議論があつたわけでありまして、また公園法の解釈上も非常に疑問もあるというふうなこともございまして、これは全部経営そのものは民間にお譲りしようというところで、現にいま申しました大阪の周辺は全部民間の方々にお譲りしておる次第でございまして、そのときに、一体きめる家賃と申しますが、建物等はこちらがやつておるわけでありまして、それをどういふうぐあいに取るべきであるかということも非常に議論があつた。と申しますのは、諸外国の例を申しまして、これらのサービスエリアにおける事業というものはわりあいにより運営されておるといふ実績が諸外国にあるわけでありまして、民間の方々から非常に大きな希望があつたわけでありまして、そこでいろいろ考えました結果、家賃だけをきめて幾らにするというところではこれはとても競争させる理由もない。絶対額で争わせる、たとえば月百万円払いまいしうというふうなことでやるのも必ずしも妥当ではなからう。というものは、地形等の関係がございまして、大津はそれでよろしいのでございまして、やがて名神の周辺、あるいは全国に伸びた場合に、相当営業的に無理があつても、場所によつては五十キロごとに配置せざるを得ないという事態も生ずる

というふうなことから、いろいろ政府と相談をいたしまして、当時、現在やつておりますところの売り上げの何%を納めるかということによる競争制度をつたわけでございます。その当時、初めての関係もございまして、現在やつておりますところの大津の上下におきまして相当高いパーセントを提示して、そこに落札をされたのでございまして、さてそういういたしておりますうちに、東名の事業がいよいよ命令も出て工事にかかるといふ段階に相なりましたときに、どうもこのサービスエリアの経費だけでも何とかこれをうまく削減する方法がないか、つまり名神なり、東名なりの事業費全体を何とかダウンさせたいというところから、まず何と申しますか、営業的に成り立つという事業の施設費を肩がわりするような組織をつくつたらどうかという議論が上がりまして、これが具体化したのが、ただいま御指摘の財団法人の道路施設協会でございます。そこで、当時道路公団の職員団体といたしまして同じ財団法人の日本道路公団道路厚生会という財団法人が職員の手として存在しておりました。これが当時横浜新道でありまして、一般道路の売店等の経営にも手を出しておりました、それから得た利益を職員の福利厚生施設に還元する、こういう組織になつておりました。そこで、その道路厚生会が一万円余りの基金を提供いたしまして、それで財団法人として今後サービスエリアにおけるレストランであるとか、いま申しました自動車修理場であるとか、ガソリンスタンドであるとかいふものを建設していただく。しかも経営の監督もさしていただく、いわばそういう面の代行機能的役割りを果たさせようという意味において、昭和四十一年の五月にこの財団法人の道路施設協会を設立した次第でございます。

そこでその後高速道路の建設の進捗に伴ひまして、ただいま申しましたようないろいろな諸施設が必要も多くなりまして、ものすごい膨大な建設が行なわれております。これらのものは全部道路施設協会が銀行から借金をいたしまして、建設費を立てかえ、それによつて建物の建設の終わったときに業者を選定いたしました。それぞれ民間に委託をいたしまして、そして先ほど申しましたようなパーセントによるところの競争入札によつて業者をきめまして、そしてそれからあがつてきたもので借金を返して行く、こういうような方法の取り組み方になつております。ただ、先ほどもちよつと申しましたとおり、初めて大津で直接公園が業者から入札をいたしました際に、非常に高率のパーセントが示されて、これでは非常にやつていけない、あまり高過ぎるというふうな議論等もございまして、施設協会の経営に移しましてからは、入札の際に、たとえばそこを通る車の交通量であるとか、それから推算をいたしまして、大体どの程度の需要があるであろうかというところを推定いたしまして、その売り上げの何%以上というのは経営上無理がくる。経営上無理がくるというところは、逆に言えばお客さんに対するサービスを悪くするおそれもあるということから、入札の際に、たとえば二四%あるいは二五%というふうな、場所場所によつて違ひますけれども、上限の制限を設けて、それ以上高く入れたものは失格ということにいたしました。大体無理のないところで落札者をきめまして、それに営業としておる、そして得ましたところのものにつきまして、双方で計算をいたしまして、毎月毎月金を納めてもらう。

そこで、その後の経過を見ますと、設立いたしました昭和四十年は完全に赤字が出ておりました。これはむしろ銀行の金利に追われておつたわけでございますが、その後、逐次財政状態もよくなりまして、昭和四十三年度の決算におきましては、いま先生お話しのとおり、一億六千万円の剰余金を出しております。そこでその過程におきまして多少ずつ利益も出てまいつたわけでございますが、そこで道路施設協会におきましては、いまのところ、たとえば交通案内所の設置であるとか、それからわれわれが予想していた以上にサービスエリア内にごみがたまってどうにもなら

ぬ。それから紙くずかごであるとか、トイレのよ
ごれ方、これらがものすごくひどいというよう
なことで、非常に困っておりますので、そういう
ようないば公益事業と申しておりますが、得た
利益をそのほうに還元をするということにい
まして現在に至っております。ただ先ほど申しま
したとおり、昭和四十三年度の利益が一億六千万
円という巨額に達しましたので、今年からはも
と高度の公益事業を執行しようじゃないかとい
うことになっておりますので、たまたまそこへ
もってまいりまして、たとえば警察の方面から
交通事故処理のためのステレオカメラの問題で
あるとか、あるいは消防のほうからも、ある意味
においてはどうしても救急車が足りないというよう
なお話等もありましたので、もしそういうことが
許されるならば施設協会にも応分の協力をさせよ
うかというぐあいには考えておりますが、まだそ
の話が具体的になつていないという段階ではござ
いません。概略以上でございます。

○田中一君 住宅公団にはいろいろそうしたある
いはサービス機関がなくちゃならぬということ
で、法律でサービス会社をつくりました。法制化
しておるわけです。どれくらいの実績をあげてい
るか、いま詳細知りませんが、どうもこう
いう団体があると常に目につくわけなんです。利
益をあげてなければいけませんけれども、利益
をあげてなければこんな団体があつてもしょうが
ない。高額の利益があつてくる。もうけた利潤
が出たからどう使うかなんというところは二義的
なものなんです。これを法制化するようなつもりは
ありませんか。道路局長に伺いますが、あいま
な存在、これを法制化して、当然道路公団の付属
機関として――料金を払って通行する人たちが
から、一般の人と違うわけです。そういう形で道
路施設協会を法制化する、そうしてもう少し高
度のサービスをさせる。また、将来の問題として消
防なり警察なりというものに、この機関に對する
一元化の方向とか、あるいはいろいろな行き方
があると思います。そういう面において明るく仕

ができるというような方向をとることはできない
だろうかどうか、その点は道路局長どう思います
か。

○政府委員(兼輪健二郎君) この問題につきま
しては、私はいま先生のおっしゃいましたよう
に、非常に設立の当初の趣旨から考えまして、い
まの実態がだんだん純益が多くなつてくると非常
に批判を受けということも多いと思います。実は
こういうものを法で法制化して、公団の一部
という形で運営をしたほうがいいのか、もう少し
こういうものについてはどうにかしたいと思います
と、公団自身もいろいろサービス業務にどれだけ熱練
しておるかという問題もございます。やはり民間
の相当経験者を入れた一つの経営の委員会みたい
なものでこういうものを運営していくのがいい
か、この辺私もいま結論がついておりませんが、
やはりこういうものは一般に見て妥当な、もつと
もだといふような運営をしなければいけないと
思っておりますので、そういう意味からいいまし
て、やはりいまの形がそのままいいのか、もう
少し、いわゆる民主化といふか、利用者の意
見が反映できるような運営のしかたが考えられ
ないか。この点について、私たち今後検討をしま
いというふうに考えております。

○田中一君 剰余金が出る、利益があつたとい
うのも、町におりてあんぱん一つ買えないからこ
が特別に高いんだということに価格がなつておる
かどうか。これは非常に違うわけなんです。何
といつてもエリアに依存しなければならぬです。
これからますます長距離というものを通行するよ
うになると、どうしてもこれに依存しなければな
らない、一つの特権施設です、言い方を換え
れば、それから見方をえればオアシスである。だ
から、こういう施設はもうほんとうに付置義務に
しなくちゃならないのです。これをもう少しあ
いまいな官僚といふか、防衛庁の次官が何何、お
そらく中に入つておる人たちがその高級官僚
の天下りが相当あるんじゃないかと思うのです。
そういう問題でなくして、いま道路局長が言つて

いるような、そうした経営に練達の民間人を採用
して入れたらいいと私は思う。こういう点も合わ
せて、消防の問題、警察の問題、こうしたサービ
ス機関の問題、おそろくまだ生まれてくると思
うのです、今後ともいろいろなものがある。さつき言
つたような仮眠所をつくるのかどうかというやうな
ことも、ホテルまがいの仮眠所をつくるなんとい
うことも出ないとも限らないでしょう。そういう
ことを考えると、法制化するという方向にいつた
らいんじゃないか。その際には、消防庁並びに
警察庁のほうで了解するならば、やはり非常に距
離が延びてくる。まあ、あと三十年かかるか五十
年かかるかわからないけれども、そう長くはなら
ぬで日本の建設技術ならばできると思うのです。
国民から疑いの目をもつて見られるような形をと
るのはいけません。あまりどうも高級官僚がそ
れを担当するという考え方も、これはとるべき
じゃないかと思う。しかし、それは、最適な人
事であるならばこれは文句はございせん。次
から次と順番で天下つていくという方向はやめよう
じゃないか、ね。そういう点について、建設大臣
どうお考えになるか伺つておきます。

○國務大臣(坪川信三君) 田中委員の先ほどから
御指摘になりました、非常に適切という失礼で
ございすが、この問題に對する今後の大きな問
題を私はかかえていて、こう考えておるのでござ
います。言いかえましますならば、いま建設省、政
府が企画したしております高速幹線自動車道路の
開発が、目ざましい発展をもつて期待をいたして
おるのでございす。そうすると、それに関連す
る救急体制、あるいはそうした交通安全対策とい
うものを国家が、いわゆる警察機関、消防機関あ
るいは衛生機関、医療機関そして道路管理者と、
こういうようなものが一体となつて、さつき田中
委員も御指摘になりました一つに一元化された姿
においてこれらの問題に取り組むということ、
私は最終的の目標に置くべきであると、こう考え
ております。そうすると、その機関の問題をどう
いうような形で執行に移すかということになりま

すと、またそこまでの具体的なものに対する私は
まだ結論が出ないのでございすが、しかし、いま
御指摘になりました道路施設協会の創設されま
したこの目標というものは、給油所を置くとかあ
るいは修理所を置くとか、あるいはサービス案内
所を置くとかというやうな休憩サービスに主眼を
置かれた一つの収益事業で発足をいたしましたわ
けでございすが、しかし、そうした問題をこれ
らの、さき申し上げました前段の道路建設が推進
するに従つて、現実に移るに従つてこの収益事務
というものが非常に拡大されてくるということ
を予想いたしますときに、私は収益事務も大事で
ございすが、何といつても私は公益業務の一つ
の責任体制を確立させなければならぬという考
えも持つておるやうな次第でございすので、そ
うしたことを考えると、私は国家的な背景に立つ
この一つのやはり責任体制の確立をするとい
うことからくるいわゆる法制、制度化、すべての
家機関といふことは責任体制から私は当然の目
標でなければならぬと、こういうやうな私は田中
委員と同じやうな気持ちを持つております。しか
も、収益業務等の明朗化をはかる意味においても
かくあるべきであらう、こういうやうな気持ち
を持つておりますので、過般、四十三年だつたと思
います、東京工業大学の鈴木教授が、これらの
関連事業の公益事務のあり方ということ、言いか
えましますならば、交通安全、救急体制を確保する場
合の道路施設協会の方針、今後のあり方というも
のに對する一つの提言等もいたしておるやう
な次第でございす。私はそうした立場に立つ
て、やはり責任ある体制からくる法制化を裏づけ
するといふ方向にぜひとも私は持つていきたいも
のだと、こういうやうな想定を下しておること
で御了解願いたい。いまの時点においてまだ具体的
な点についてはもう少し検討を加えてまいりた
い、こういうやうな気持ちでおることを率直に申
し上げて御理解いただきたい、こう考えます。

○田中一君 事態は遷延することができない段階
にきています。したがってこれが、国会も

八月五日までありますから、できるならこの国会に道路公団法の一部改正という形で出ても、これはちつともふしぎでもなければ問題がないわけなんです。こういうものこそ、大学法とか防衛庁法とかそれらのものに先行してこういうものこそ政府が提案しなければならぬものだと思ふのです。したがって、この点はいまの段階はと言わないうで、急速にこの問題ひとつ検討されて、この国会中に提案するというくらい姿勢を希望しておきます。

これと質問を終わります。
○理事(沢田政治君) 本件に関する調査は、本日はこの程度といたします。

○理事(沢田政治君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、村田秀三君が委員を辞任され、その補欠として松本英一君が選任されました。

○理事(沢田政治君) 次に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律案を議題といたします。

本法案は、去る五月八日に提案理由を聞いておりますのでこれより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○宮崎正義君 まず最初に大臣にお伺いいたしたいと思ひますが、急傾斜地崩壊による災害防止に関する法律案関係につきまして少しく聞いていきたいと思ひますが、御存じのように、わが国の自然環境というものは災害が起きやすい条件にあります。国土保全の設備というものが今日まで十分に整備されておらず、毎年のように大きな災害を繰り返してきて、さらに近年においては都市化の進展等に伴ひまして、国土の保全施設が未整備のまま、ますます開発がそのまゝで行なわれようとしております。そこへもってきて、一面においてはだんだん大きな災害が多くなつていように見受けてまいることは、これは私が申し上げるまでもないと思ひます。このような状況

を考えまして、国土保全施設の整備は、国土の利用開発に先行して計画的に行なうことが必要であるということ、これは十分考えられるわけであり、また、国土保全施設の整備にあつて、中心的な責任者である建設大臣のこれからこういう問題についての取り組み方といひますが、基本的な考え方をまずお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(坂野重信君) 先生御指摘のとおり、確かに最近の集中豪雨によりまして急傾斜地の崩壊の被害がふえております。たとえば昭和三十三年の狩野川台風によりまして、東京都あるいは神奈川県周辺の被害が相当出てまいりまして、その際にも死者行方不明九十三名、負傷者百四十二名、家屋の全壊四百二十六戸、半壊四百四十八戸というふうなことでございましたが、三十六年の梅雨前線によるまた神奈川県下の被害、あるいは昭和四十一年の六月の梅雨前線豪雨による横浜市の周辺の被害、神奈川県下の被害が相次いでございまして、また最近、四十二年に至りましては、先生御承知の九月の西日本の集中豪雨によりまして被害が、死者、行方不明百四十六名の被害が出てまいり、またその後、八月の羽越豪雨によりまして、相当な被害が出ております。また、四十二年に至りましては、二月に及びの地震によるもの、あるいは五月の十勝沖地震によるもの、あるいは八月の台風十号の集中豪雨等によるもの、それから九月の台風十六号等による被害等、合わせて四十二年だけでも死者行方不明五名、負傷者が二十五名、家屋の全壊二百六戸、半壊が六十二戸というふうな惨状たる被害が生じておる状態でございます。

実施をされてきております。これらの点について、いままでこういう不祥事故についてどうその対策の万全を期してこられたか。またこの法律の設定のほんとうのねらいはどこにあるのかというふうなことをお伺ひしておきたいと思ひます。

わが国の国土の山地が荒廃いたしておる現状に照らしましての国土保全の基本的な問題点についての私の考えを申し上げたいと思ひますが、御承知のとおり、最近におけるところの集中豪雨による山地の荒廃が非常に顕著になつておることを考えますと、治山とあわせておることを考へますと、河川改修というふうな国土保全対策を計画的に推し進めることは、当然な国家的仕事であると思ひます。したがって、政府は、先ほど、昭和四十三年度を初年度とする治山治水五カ年計画を策定いたしまして、これに基づきましての治山治水事業の長期的構想のもとに治水事業を計画、推進し、閣議決定を見ておるような次第でございますので、既存の法律に基づいてこれらの事業をやるのにはまだ十分で、総合的な施策を必要とします。今、今回ことにこれらに関連するところの荒廃の最も顕著な、最も人命に影響を持つところの重大な急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律を制定いたしまして、国民の生命を守り、荒廃の山林地区に対する国土保全をいたしたいという念願から、この法案の制定の御審議をわづらわしておることを御了承願ひたいと、こう考えております。

○宮崎正義君 いま大臣のお答えにありましたように、人間の生命の安全を守られるという考え方の上から施行していくという基本方針にもかかわらず、ここ二、三年来、兵庫、広島、佐賀、長崎、新潟等において豪雨のたびに急傾斜地の崩壊により、住宅もろともといふ人命が生き埋められておる、こういう多数の犠牲者が相次つて

○政府委員(坂野重信君) 先生御指摘の、こういった急傾斜地の崩壊に対処して従来のような措置がとられておったかということでございます。急傾斜地の法案につきましては、今回お願いしておるわけでございますが、従来は、急傾斜地の崩壊につきましては、建築行政の面あるいは宅地行政の分野でいわば断片的に措置されておつた。それからまた自然の力がけくずれ等につきましては、砂防法等によつて措置されておつたわけでございまして、やや詳しく申し上げますと、建築基準法の関係によりまして、建築物がけくずれ等による被害を受けるおそれのある場合には、擁壁の設置だとか、その他安全上の適当な措置を講じなければならぬという規定がございまして、また同法に基づきまして、災害危険区域の指定の条例を設けまして、それによつて措置しておつたわけでございまして、それによつて措置をとることは困難であつた。それから宅地造成等の規制法関係はございまして、これは市街地における宅地造成に伴う場合のけくずれ対策でございます。自然がけの防災の措置等につきましては、これによることができなかったわけでございまして、それから砂防法、地すべり等の防止法あるいは森林法とか国土保全の諸法があるわけでございまして、これらによりまして治水上の砂防の見地からあるいはボタ山崩壊防止の見地、あるいは森林の保存、培養等の関係からそれぞれ措置が行なわれておつたわけでございまして、これらは主として国土保全的な立場から行なわれておつたわけでございまして、これらの幾多の法律もございまして、それはいわば特別法的な性格でございまして

て、これらを総合する補完的な法律がいままでなかったわけでございます。今後はこの急傾斜地の法案を通していただきまして、それによって総合的ながけくずれの対策というものを十分万遺憾のないように処置していきたいというのが、本法案のねらいであるわけでございます。

○宮崎正義君 特別の法的処置というふうなお話もございましたけれども、御存じのように、治山治水緊急措置法という法律の第一条にどういふうなことが述べられているか、これは私が申し上げることもないと思いますが、第一条には「治山治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進することにより、国土の保全と開発を図り、もつて国民生活の安定と向上に資することを目的とする。」というふうなこの治山治水緊急措置法という法律の第一条のところに、この問題は明らかにされております。そういう面から考えあわせまして、この急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律という長い名前の法律を何もあらためてつくる必要がないのじゃないか。また、本法が制定された場合、今日まで設定されてきた砂防法とか、あるいは地すべり等防止法、宅地造成等規制法などの関係の面についてどういふふうにお考えになっているか、伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(坂野重信君) 治山治水緊急措置法におきましては、先生御指摘のとおりには、はっきり第一条でうたつておるわけでございます。そこにございますように、「国土の保全と開発を図り、もつて国民生活の安定と向上に資する」ということとでございます。この急傾斜地の法案につきましても、目的に書いてございますように、人命の保護と、人命を守り、あわせて国土を保全するという、いわば裏返しのような表現になっておるわけでございますが、主体はどこまでも、少数であつてもとにかく人命を守るといふことを主体にした、目的にした法案でございます。先ほど申し上げましたように、それぞれの法律——砂防法につきましても、河川に対する土砂の流出を防い

で水害から国土を保全するというのが、主目的になっております。地すべり等防止法につきましても、地すべりの現象というものを防止して国土を保全して、よつて民生の安定をはかるといふのが目的になっております。森林法につきましても、森林の保存、培養というのが直接の目的になっているわけでございますが、それによつて国土保全をはかつていく。宅地等の規制につきましても、宅地造成に伴う災害を防ぐ、それによつて人命、財産を守るといふようなことになっております。傾斜地の法案と今度御審議願つておるこの急傾斜地の法案との関係でございますが、いずれもそういう危険な区域を指定をいたしまして、その指定の範囲内におきましていろいろな行為の規制を行なうというところは同じでございますが、既存の法律がございまして、行為規制につきましてもは既存の法律を優先いたしまして、その許可を受けたものは、急傾斜地の法案の許可は必要であるというふうなことを考えております。

それから、工事の施行の問題でございますが、先生御承知のように、砂防法あるいは地すべり法等によりまして、防災工事は県が行なうことになっておりまして、森林法等につきましても国または都道府県が行なうことになっておるわけでございますが、本法急傾斜地法におきましては、ある条件を設けておりまして、その条件に適合する場合に限つて都道府県が行なうというふうなことになるわけでございまして、災害の問題につきましても、警戒の避難体制とか、あるいは災害の危険区域の指定というふうな、そういう一たん緊急の場合に対処すべき規定というものがつきましては、砂防法あるいは地すべり法、森林法、宅地造成等の規制法にもございせん。別個に災害対策基本法によつて規定されているだけでございまして、そういうものを総合した法律が現在までなかったわけでございますので、そういうものを含めて、ひとつ総合的な補完的な法律をつくらうというのが急傾斜法のねらいでもあり、また各法律との関係にもなつておるわけでございます。

○宮崎正義君 私はいまの御答弁で納得のできない面がございふんあるわけですが、と申し上げますのは、先ほど人命保護のために云々で、裏返し等の話がありましたが、この治山治水緊急措置法という法律の第一条の面も、それから今回の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律案の第一条にも、最後にお話がありました、その「警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、」というだけのことがあつたわけですが、これがすべての、いままでの砂防法にいたしまして、あるいは森林法にいたしまして、これが含まれておるといふふうなことに当然思ふわけでありまして、したがって、本法法律案の第一条の「急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため」とその治山治水緊急措置法の第一条と全く趣旨は同じだと思ひます。したがって、先ほど申し上げましたように、私は何も新しく設けるよりも、さらに前回制定されておりますその法律を生かしていく、あるいはまた、もう一面には、治山治水五カ年計画の施策がわが国土の開発の万全策であるということであるならば、それが強力に推し進められていっているとするならば、これらも全部含有されて一つの総合的な法律案というものが設定されてしかるべきじゃないかと思ひます。

大臣は衆議院の段階で委員会のときに説明をされておるその中にもありますように「ちよつとこれを讀んでみますと、従来の森林法、砂防法、地すべり防止法に依存することによつて手をこまねいている時期ではないという気持ちを持ちましたものであるから、この法案を審議してもらつておるのだとおっしゃつておられますが、この森林法にしても、砂防法にしても、地すべり防止法にいたしましても、こういう法律が設定されるときには同じ気持ちでやられたと思うのです。そのさらに最初に大臣の言われておるのは、日本の特有の面をはつきりと「最近の不幸な集中豪雨、ことに台風その他地理的条件からくる客観的不利な立場に置かれておるわが祖国の国土に対する荒廃状況は年々ふえてまいっていることは、」言われたと

おりである。「たとえば治水五カ年計画という重要な建設行政の大きな年次計画を打ち出して、一級河川、中小河川、あるいは小規模河川その他に対する施策を打ち付けておる次第」だと、こういうふうにおっしゃつておられます。これが計画どおりに推し進められておるならば、新しいこの法律なんかも設定する必要がない。これが計画どおり行なわれていないといふところに問題があり、新しい法律を幾らつくられても、その計画がその計画どおりにいかなかったら、同じことをまた繰り返してきて、また新しい法律をつくつていくようになる、こういうふうな思ひわけです。そういう観点から、何も新しい法律をつくつてまでやる必要がないのじゃないか、こう思ふわけですが、この点について大臣からも答弁をお願いいたします。

○国務大臣(坪川信三君) 先生御指摘の点、問題の重要性を思われる意味において、建設的な御意見を御開陳されておることを私も深く傾聴いたしております。いま御指摘のごとく、私は現行法のいわゆる諸法律があり、それに対する万全な施策を具体的にいたせばそれで足りるのではないかと、御意見も、私はごもっともだと思ひますが、御指摘になりました現行のそれぞれの法律は、それぞれの立場において有効な効果的な効果を私はそれぞれ發揮してくれておることを期待もいたし、それに期待に沿つておることを期待もいたし、それは当然でございますので、治山治水対策の五カ年計画その他あらゆる、いま御指摘になつた現行法に裏づけすべき施策を推進いたすことは、微動だにも変動はないようなわけでございますが、しかし、先ほどから申し上げておりますが、とく、わが国の国土の中にあつて七千四百カ所に及ぶところの危険箇所、急傾斜地帯を思うときに、私は非常にこれに対する、やはり根本的なこれに対処するだけの措置を講ずることを痛感いたし、過般の新潟に参りましてあの地すべりからくる不幸な惨事を現地を視察いたしましてまいり、また新潟県下におけるところの雪なだれ、融雪時期におけるところのこうした不幸な事件が数多く出て

おる現状をそれぞれの責任者から受ける場合に、私といたしましてはそうした点に対するやはり裏づけされた一つのものを置かなければならぬ、たとえば急傾斜地崩壊危険区域の指定を行なう、あるいはこれに対する行為の制限をどうすべきかという点、また防災措置の監督をどういたさなければならぬか、あるいはこれらに対するところの改善命令をどう具体的にいたすべきであるか、またこれを施行する場合の資金の裏づけをやはり考えてあげなければならぬというような問題、また都道府県がこれらの工事を行なう場合におけるところの防災の工事の問題等数多く、私はこれのみに局限とは申しませんが、関連する重要な問題点が数多くありますので、私はこれに對して政府が積極的に取り組んだ単独法律をそれぞれ立法することが必要であるということを感じて、濃度の深い千百カ所及び等の地点に対する措置を緊急に講じたいと、こうした一念から本立法の御審議を願ったようなわけでございますので、先生の御指摘になるお気持ちもよく承知いたします。またそれぞれ現行法において措置を講ずることは当然でございますが、これらに局限された問題点として解決をいたし、人命尊重をはかりたいという気持ちからこれに取り組み、立法措置を御審議願ったことも御察察賜わりたいと、こう考えます。

○宮崎正義君 も一つ、その急傾斜地崩壊危険区域と本法でいわれるわけですね。この面と、建築基準法三十九条の先ほどのお話がありました災害危険区域とはどういうふうな違ひのか、こういう点から考えましても新しい法律という面に対する疑いも起るわけですが、この点についてどうですか。

○政府委員(坂野重信君) 本法でこの災害の危険区域の問題につきましては、急傾斜地がございまして、急傾斜地の崩壊の危険性のある区域というものを最初に指定するわけでございます。その考え方は、直接の斜面になつていて、

ところ、要するに急傾斜の、非常に傾斜の急な土地そのものと、それから周辺といふか、それに近接した上のほうの災害、そういった崩壊を誘発するおそれがある、あるいはその崩壊を助長するおそれがある、そういうものがそれに近接した地域でございまして、上のほうあるいは下のほう、そういうものを含めまして急傾斜地の崩壊の危険区域として指定するわけでございます。これはいま申しましたように、どちらかというところ加害的な性格といふか、急傾斜地そのものが崩壊することによって、そこにある人家なりに被害を与えて、そして人命の損傷を来すというものが急傾斜地の危険区域でございまして、いまここで取り上げている災害危険区域といふのは、今度はその急傾斜地の崩壊によって被害を受けるおそれのある土地といふ、いわば被害的な性格のものでございまして、そういうものを、急傾斜地の崩壊の危険な区域を含めまして、今度はかなり距離が離れておつても、その急傾斜地の崩壊によって今度は被害を受けるおそれがある地域といふものを総括的に包含いたしまして災害の危険区域というように、建築基準法の場をかりてそこで災害危険区域を指定いたしまして、あとはこの指定したあとにつきましては、建築基準法によって災害を排除し、あるいは軽減するための建築制限等を行なうわけでございます。従来のこの災害危険区域といふ場合は、建築基準法による災害危険区域の指定は比較的従来の少なかったわけでございまして、こういった急傾斜地の崩壊の危険区域というふうな災害の危険区域の指定の際にも、こういった急傾斜地の崩壊の危険区域に伴う災害の危険区域の指定というものが行なわれていなかったわけでございまして、本法制定を契機といたしまして、急傾斜地の崩壊危険区域をまず指定いたしました。それに関連する災害危険区域といふものを必要に応じてその関連において指定をしてやるということでございます。

○宮崎正義君 それならば建築基準法三十九条の災害危険区域、いま説明がありましたように加害者の立場と被害者の立場、こういったものが当然法律の制定のときには両面考えられていんじやなかつたでしょうか、建築基準法は。

○政府委員(坂野重信君) 建築基準法は建築に對する何といふか、建築基準そのものを主体としたものであると思ひます。建築基準法の制定當時は、おそらくはこういった急傾斜地の崩壊の現象といふものも比較的少なかったような時点であつたと思ひます。先ほど申し上げたように急傾斜地の法律をつくつて、これを契機としてひとつ災害危険区域といふものを積極的に指定をして、それによってひとつ被害の防止といふものを大いにやっていきたい、こういうことでございます。

○宮崎正義君 少なかつたというお話でありますけれど、どうも私はこれは疑問の点があります。歴史的に調べていってみればよくわかると思ひます。いずれにいたしましても、すべての法律といふものは一本のものとから出ている。ですから、そのもとを深く掘り下げていきながら、その根から幹が育ち、枝が育ち、花が咲き実がなつていくという形、一つのところから出ていかなければならぬ。このように思ふ観点から私はいま伺つていゝるわけです。したがうして本案——本案ばかりじゃなくて、今日までいろいろ法律案といふものが出てまいりますけれども、それらは行き当たりばつたり式に、極言すればそういったような形で次から次へ法律といふものが出てくる。国民のほうの立場から言わせば、法律という名前が幾らも幾らも出てきて、それがどのように適用されてくるのかかわからないようなことではならない、こう思ふがゆゑに、私はいま質問をしていゝるわけでありまして、こういう点につきましては考え方といふものを、はっきり私は伺つておきたい。大臣からお願いをいたします。

○國務大臣(坪川信三君) 宮崎委員の御指摘になります点、よく私も理解いたします。ただ、これに災害危険区域の指定と建築制限のねらいはやはり人命尊重という立場からのねらいということに一つの主体性があり、また、前段で御指摘になりましたいゝゆる一般の建築基準に對する考え方もあるんその意味を含めておりますけれども、それだけの特殊性の主体性があるということでも御理解願ひたいと、こう考えておる次第であります。

○宮崎正義君 これは、いづれも全部人命尊重の上から、国民生活の保護の上からあらゆる法律ができる、これは当然のことです。私の心配しているのは、国民の側の立場に立ちまして、次から次へと新しく法律ができてくるけれども、そういう実際の面にあつた場合には、どの法律をもつて訴えていったらいいのかわからないといつて、その元を究明していくようにして、そして枝葉をつくっていくという形が好ましいじやないかということをお伺ひしています。その点に對する御意見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(坪川信三君) よくわかりました。私の申しましたのも、いわゆる被災のおそれある建築制限と、いわゆるそれが人命尊重につながるというふうな観点から制限を加えておるということでも御理解いただきたいと、こう思ひます。

○宮崎正義君 先ほど大臣が七千四百カ所、このようにおっしゃいます、その重要な二千二百カ所——千二百ですか。

○政府委員(坂野重信君) 千二百でございます。七千四百の千百でございます。

○宮崎正義君 千百ですね。その千百カ所。全部をいゝれば七千四百カ所であり、千百カ所を特に早くやらなければならぬというお話がありましたけれども、この計画がどのように施行されるのか。そしてまた、先ほど局長からのお話がありましたけれども、斜面になつていゝる土地及びその周辺という、その斜面が、大体その斜面の角度が三十度以上の土地に限つたというふうになつていゝますが、この三十度以下でもこういう災害は非常に起こりやすいといふことは大臣も言われております。天自然的、地理的、氣象的な不幸を年々繰り返

すことも一つの理由だ、こういうふうにならなければならぬ、早くこの対策が講じられなければならない。それであるならば千百カ所はいつの時点にそれができるのか。七千四百カ所というものがいつの時点に完成するのか、こういう点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(坂野重信君) 先生御指摘のように、全体で私どもの四十二年の時点で調査いたしました段階で、全国でも約七千四百カ所が危険箇所というところがございます。その中で千百カ所というのは、非常に危険でもあり、また人家の戸数が大体三十戸以上というぐあいに考へておりました。これに対してはなるべく早急にこの事業に着工する必要がありますが、まずその前の指定の計画でございますが、これは全体の七千四百カ所のうち、約半数くらいは、おそくとも今後五カ年以内に逐次緊要な箇所から指定を上げてまいりたい。その指定した中で、先ほど申し上げましたように、千百カ所が特に危険であり、また人家の戸数も多いところでございますので、それをなるべく早くやるわけでございます。一応私どもの考へ方としたしましては、これも五カ年以内にできるだけひとつやするようにしてまいりたい。昭和四十二年から事業にかかっておりまして、すでに昭和四十四年度を含めまして二百七十二カ所でございます。今後できるだけ予算のつけ方等につきましても重点的に考へてまいりまして、できればひとつこの千百カ所につきましては五カ年以内に完成するように持っていきたいというぐあいに考へております。

○政府委員(坂野重信君) 一つ先ほど申しおくれましたが、三十度というところでございますが、私どもの統計では大体三十度を境にいたしまして、三十度以上になってまいりますと、この急傾斜の崩壊の現象というものは非常に頻度が多くなつてまいります。その辺が一つの偏曲点になっておりまして、そういう意味で三十度というものを一つの境界にいたしまして、私どもは仕事をやっていくというわけでございます。

それから、まあ一応私どもは昭和四十二年の調査で千百カ所というふうな踏んでおりますが、その後のあるいは状況の変化等、自然的な条件、その他の地理的な条件で、この千百カ所以外に緊急を要する箇所も出てくるであらうし、この千百カ所よりもっと緊急な地点というものがあつては出てくることもあるかと私は思ふわけでございまして、それで私どもとしては、できるだけ定期的なひとつ再点検ということを実施したいと思つておるわけでございます。すでに先ほど大臣がおっしゃるやうなように、この春の四月に新潟県に地すべり現象が起きたので、それを契機にいたしまして全国に通達を發して、これをいつた急傾斜の現象というものを含めて全国の危険箇所というものの再点検を行なうよう通牒を出しております。六月末日までにその成果が出てくるものと私も期待しておりますので、その成果によりまして、さらにひとつ危険箇所というやうな問題につきましては検討を加えてまいりたいというやうなぐあいに考へております。

○宮崎正義君 私伺つてゐるのは、いまその千百カ所が何年でできるのか、五カ年計画で七千四百カ所をやつていくんだ。千百カ所は何年でやつていくのか、その間に計画の実施が進んでいく間に災害が起きてはならぬけれども、起きてくるという予想のもとにこの法律を設定しているとするならば、この千百カ所は何年かかるのか、それを聞いてゐるのです。

○政府委員(坂野重信君) 私の申し上げたのが間違つたかもしれませんが、千百カ所というのを、

私どもが五カ年計画で事業をやつていきたいということでございます。七千四百カ所につきましても、まだ何年でやるというやうなものはつきりした目算は持つておりませんが、少なくとも当面考へ得る千百カ所の危険箇所につきましては、五カ年計画でせひやつてまいりたいというやうなぐあいに考へております。もちろん先ほど申し上げましたやうに、この千百カ所以外に、七千四百カ所のうちの約半分くらいは、指定としては少なくとも半分くらいはやつていきたいということでございます。そして、その指定の区域内におきましては、先ほど申し上げましたやうに、必ずしもこういつた防

○政府委員(坂野重信君) 二百七十二カ所は、現在施工中で、その中でまだ完成するものは一部でございますけれども、まあ予算のつけ方をこらへてまいりまして、昭和四十二年度は事業費で二億でございます。四十三年度は六億、四十四年度は八億というぐあいに、非常に他の公共事業に、特に他の河川事業あるいは砂防事業に比べて、非常に伸び率で事業を伸ばしておるわけでございまして、この急傾斜地につきましては、今後ともひとつ大臣の御指示を得て、私どもとしては、できるだけひとつ重点的に事業を伸ばしてまいりたい。そういうことで、できるだけ千百カ所の五カ年計画の達成というものを期していきたいという

ふうに考へております。

○國務大臣(坪川信三君) ただいま河川局長からここの一兩年の予算的な措置に対する取り組み方の現況を御報告いたしましたのでございしますが、私といたしましては、非常に事きびしい重要な問題でございますので、今後これらに対するところの措置に対する関連予算等につきましては、できるだけ配慮をいたしまして、獲得をいたしながら年次計画のもとにおいて緊急にこれらの対策を打ち立ててまいりたい、こういう決意でございます。

○宮崎正義君 局長の答弁で二百七十二カ所の完成は一部であるという、二百七十二カ所、一部がかつておるけれども完成した数、工事のまだやつてゐるもの、それから千百カ所に対する、その中でも重要な箇所、それらについての私は詳細な御報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(坂野重信君) 二百七十二カ所のうちで、四十四年度も含めてでございますが、完成予定を含めて、完成が九十七カ所でございます。そのうち一カ所当たり大体二年平均かかっております。そういうことでございまして、それから千百カ所の内訳でございますが、これは戸数で申し上げますと、千百カ所のうち、人家五十戸以上にかかると、約七割でございます。残りが先ほど申し上げましたやうに、三十戸以上になつております。この千百カ所は、先ほど申し上げましたやうに、高さが十メートル以上、それから傾斜度が三十度以上、それから面積が一ヘクタール以上というぐあいに、非常に危険であり、かつそういう経済効果といひますか、被害防除効果の大きいものを千百カ所と考へておるわけでございまして、その中で、特にいま申し上げましたやうに、人家の戸数の多いところが約七割あるわけでございまして。

○宮崎正義君 これは私要求をするわけですが、そのおっしゃられた一ヘクタールあたりの面積、それから十メートルの高さのものについて、先ほどお話をいたしました二百七十二カ所のうち、九十七カ所しか、本年度の完成を含めての九十七カ所と言われますが、これに対する詳細な資料をお願

いしたいと思っています。委員長のほうに……。

○政府委員(坂野重信君) 後ほど先生のお手元に提出いたします。

○宮崎正義君 それによりまして私は質問をしたわけですが、いいいますのは、私も調べたものがございますが、それらと突き合わせをいたしまして質問をしたいと思ひます。その資料を早急にお願ひしたいと思います。

次にお伺ひいたしますのは、これは自治省に、自治省の方おいでですか……。

先ほど私がお伺ひしましたのですが、三十度以上の土地に限った、それ以下でも当然災害の起こりやすい所もずいぶんあるわけですから、その三十度ということに限られた考え方はいかがですか。

○政府委員(坂野重信君) 先ほど申し上げましたように、私どもの考えている急傾斜地の崩壊現象、そういうものを対象にして調査したわけでございますが、それによりまして、三十度をこえまして以上になると急にこれが頻度が多くなるといふことがございまして、もちろん三十度以下の場合でも若干の頻度はございます。しかし先生御存じと思いますが、いろいろな崩壊現象といひますか、山地の荒れる現象には、いろいろな種類の現象がございまして、たとえば地すべり防止法で指定している地すべり防止等につきましては、主として三十度以下の場合が多いようございまして、御承知のとおり山地崩壊といひまして、そういう地すべり現象とか、それから一般の急傾斜地の崩壊とやなくて、土石流といひますか、山地の崩壊に伴なつて、それが川添いに水を非常に含んだものが土石流として発生する。そういうものがたとえ新潟県における羽越災害等は主として土石流の現象でございまして、あるいは山梨県における現象、富士五湖の近くに起こつたのも、これは土石流現象と私は称しております。先ほど大臣がおっしゃいました、今年起こりました新潟のこれは崩壊性地すべりと称しているわけでございますが、これは山地が崩壊して、それが契機

となつて地すべり現象といふものが発生した。そういうことで山地の崩壊といひますか、荒れる、こわれる現象はいろいろな現象があるわけでございます。私どもの言っているのは、いわばお盆の上にミカンをとくさん盛つてそれが三十度くらいになつてくるところと落ちて、地すべりといふのは平らな屋根の上に非常に雪が積もつて、それが地下水によつて水とともに流れる。そういう場合には三十度以下の場合が多いのでございまして、いろいろ分析検討してみますと、いわゆるこの中で私どもが言っている急傾斜地の崩壊現象といふのは、ほとんどが三十度以上といふこととございまして、そういう観点から三十度ということに境界線を切つたわけでございます。

○宮崎正義君 室蘭の岩盤がそのまゝくずれておりました、御存じでしょうか、それで室蘭線の不通を起したあの事故、これは貨車が一月近くもとまりました。

○政府委員(坂野重信君) ちょっと私ども聞いておりましたので、あるいは担当の者にもう一ぺん聞き直させてみます。

○宮崎正義君 確かそこは三十度であつたかどうか、三十度以下じゃなかつたかと私は思つたもので、それから伺つてゐるわけですから、あれだけの事故が起きてゐるんですから、やはり三十度以下といふことでも、当然あれなんか災害が起こりやすい場所じゃないか。そういうところでも、そういう災害が起るんだといふことを前提にしての考え方を、やはりしておかなければならないといふことも、私の考え方として申し上げておきたいと思ひます。

次にお伺ひしたいのは、受益者負担のことについてであります、二十三条でございまして、二十三条の面でありまして、この今日まで、受益者負担についていろいろ法律が設定されてきておりますが、実際にはどのように運用されておるか。できればその受益者負担に対する法律別にわかれれば教えてもらいたいと思ひます。

○政府委員(坂野重信君) たとえば下水道の場合でございますが、これは旧都市計画法の六条に基づきまして、全国の一都市についての受益者負担を徴収しているようございまして、それで徴収の率は大体三分の一ないし五分の一といふこととございまして、日本下水道財政委員会の意見によりまして、受益者負担といふものを徴収しているわけでございます。補助金を出す場合にそれを控除してはおりません。それから、その負担の割合としては、排水区域の面積割りで取つておるようございまして、それから、道路、河川、砂防、地すべり等にはございせん。ダムの場合で多目的ダムを建設する場合に、電力会社から受益者の負担を取つてゐる例がございまして、それから、道路の企業合理化関係で企業合理化促進法の第八条で、内地が二割、北海道が一割といふことでこれは事業者の申請に基づいて事業を行なつてこれに對して取る。それから、農業関係の特定のかんがいでもって特定かんがい事業の十分の一内で建設費から控除してやる、アロケートしてとつてゐる。大体その程度の例があるといふぐあいには私どもの調査ではなつておるわけでございます。

○宮崎正義君 ほかにこのことにつきましては専門外でございまして、深くお尋ねはいたしませんけれども、交通問題、道路問題にはこれはいろいろな点が出てきますけれども、この法案ではちよつと関係がございせんから避けていきますけれども、要するにこの法律で、「工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、受益者負担金の条例をつくる課税することができるといふようになってゐるわけですね。住民が受ける利益や、がけの危険、がけからの距離などによつてこれはまちまちになつてゐると思ひますけれども、公平な負担金をきめることは非常にむづかしいと思ひますね、実際問題としては、従来の受益者負担の原則を打ち出しても、なかなかそれがそのとおりにいつてないのが実情じゃないかと思ひます。

す。こういったような考え方から、受益者負担といふのは実際問題どうなんでしょう、あてにできるんではないか、この点についてお考えを伺つておきたいと思ひます。また、受益者の負担を、一カ所についてどれくらい見込んでゐるかと、ちよつと見当がつかないと思ひますけれども、わかりましたら答へ願ひたい。

○政府委員(坂野重信君) この受益者の負担問題は、先生のおっしゃるやうに非常に徴収技術的に見ても確かにむづかしい問題があるかと思ひます。確かに災害の危険度、あるいは被害の想定だとか、あるいは自分では何らかの防災施設をやつたと思ひますけれども、私どもも受益者負担を取つ場合に、徴収のしかたはいかにあるべきかといふやうなことを、いろいろ検討してゐるわけでございますが、まあいづれこの法律が通りまふといふと、この受益者負担については、例で定めることになつております。具体的な問題は、是にまかすといふこととございまして、私どもは、確かに先生のおっしゃるやうに、極端に、しかも明白にその受益が上がつてゐるといふやうな問題につきましては、やはり積極的にこの受益者負担の法案をつくる必要があるといふ立場で、この法案をつくる必要がございまして、従来はどちらかと申しますと、県の事業費の中で国が四割、それから二分の一以内といふことで法案はできておりましたが、県が四割、あとの二割程度、これははつきりきめておるわけではございせんが、市町村においてできるだけひとつ直接個人からさういつた受益者負担を取る場合には、場合によつてもあり得る、その辺がなかなかむづかしい問題でございまして、できるだけひとつこの法律のねらいそのものが、広い地域の国土保全といふ立場ではなく、直接特定の限られた地域に、特定の個人に対する災害防除、人命の保護といふことをねらいとしておりますので、そういう立場か

ら特に受益が明らかである、受益が非常に大きいというものにつきましては、たてまえとしてはやはり受益負担を取るべきであるというのが、この考え方でございます。その辺は、実際の徴収のしかた等につきましては、今後十分私どもとしても検討いたしてみたいと思うわけでございます。が、県の実情によって、いろいろ県の条例を定める際に、県の実情によっていろいろその取り方等につきましても変わってくることもあり得るのではないかと、いろいろあいに考えております。

○宮崎正義君 必ずかしこからその大事な問題になってくると思うのです。それでその二十三条の二に、「負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法」についてはいまお話がありましたけれども、各都道府県のその条例にまかしてしまおうのだと、こうほうり投げたような形になっておるわけです。これはあまり責任がないように考えるのですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(坂野重信君) さっき申し上げましたように、私どももいたしましてでもできるだけそういった受益者負担の取り方等につきましては、今後十分ひとつ検討してまいりたいと思うわけでありす。

○宮崎正義君 その点については私は非常に心配をしておるわけです。ただ、いま申し上げましたように「範囲及びその徴収方法」これを都道府県の条例で定めるといふ点だけでこれをきめようとしておるのに、ちよつと疑義があるわけなんです。この点もひとつもう一度お考え願いたいと思うことを申し上げておきたいと思ひます。

それから次にこの第七条で「急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。」その「政令で定めるその他の行為」、これはどういう行為なんでしょうか。

○政府委員(坂野重信君) 大きく分けますと、二つの範囲に分けられると思ひます。一つは、砂防法、地すべり等の防止法、あるいは宅地の規制法等によって許可を受けてやっているもの、それが第一の範囲でございます。二番目は、一定規模以下の下切り土あるいは盛り土といったような急傾斜地の崩壊を助長または誘発するおそれのない軽微な行為、そういうものでございます。

○宮崎正義君 もう一つですが、十二条に「施行することが困難又は不適当」、こういうふうにあるわけですが、これは具体的にどんなようなところを指しているのでしょうか。

○政府委員(坂野重信君) 相手方に防災工事を施行しろと言つても移動の適地がない、あるいは工事が至難である、あるいは工費が非常にかかるというふうなことで、経済的に見ても施行することがきわめて困難である。それから「又は不適当」ということでございしますが、たとえば自然現象によつて従来はこういった危険が比較的少なかったものが、たとえば地震等によつて急にそういった崩壊の危険が出てきたという場合には、それらの居住者あるいは所有者等にやらすのも不適当ではないか、そういう例、または社会的に見て不公平ではないかという場合、たとえば借地にその居住者がかかっている場合、たとえば借地にその土地の地主さんがそれを知らなかったというような場合に、その地主さんにその工事を施行しろと言つても、確かに社会的に不公平でございす。そういうようなものがこの範囲に入るわけでございます。

○宮崎正義君 自治省からお見えになったようですが、この法律が施行されますと、都道府県の負担が相当ふえるのではないかと、こういうふうに予想されるわけです。指定された工事については国が二分の一負担する、またそのほか受益者あるいは都道府県なりが負担をするというふうになっておりますが、またさらには個人が負担できないようなところは、関係市町村が負担するということになっておるとわれわれ受け取っているわけですが、先ほどおいでになる前の局長の答弁にもそれがございました。したがって、その指定箇所が多い地方公共団体になればなるほど、基準財政需要額がこれは当然増大するのはあたりまえでありまして、これに対応するための用意はどうなつておるのか。また指定箇所が多いところについてどのような配慮をされているか、その府県別等がわかれば詳細にお知らせ願ひたいと思ひます。

○説明員(横手正君) 急傾斜関係の事業の実施に伴います地方負担、これにつきましては、地方交付税の基準財政需要額に算入する措置を通じて一部を財源措置し、また一部は地方債をもつて措置する、こういう仕組みにいたしております。地方債は補助基本事業費の四割相当のもの、残りのものを普通交付税の算定を通じて措置する、こういうことになるわけでございます。実はこうした事業は、個々の団体ごとにおきまして、額の面にかんがりの開きが見られるわけでございます。普通交付税は御承知のように客観的な資料をとりまして算入いたしますので、どうしても実態との開きが見られるわけでございますが、昨年度からこうした事業につきましても事業費補正と申しますものを適用いたしまして、この開きを補正するという措置を講じております。昨年度はその場合二五％程度穴埋めをしたわけでございますが、本年度は地方負担額と標準的に算入されております基準財政需要額、この算入額との差額の六割程度のものを加算する、こういう仕組みのことを考えております。したがって、こうした普通交付税を通じての措置と地方債の措置、これによりまして、まづ十分な財源措置が行なわれる見込みでございます。

なお、都道府県別の額でございますが、これは現在まだ確定しておりませんので、普通交付税の算定の時期、これが七月の末から八月初めにかけてになります。この時点までは、県別には明確になってまいらないわけでございます。

○宮崎正義君 この法律が制定される前に、すでに

にもう四十二年度からそれらについて実施されているわけですね。

○説明員(横手正君) この法律前におきましても、急傾斜地帯等におきましては、砂防工事その他の工事が行なわれているわけでございまして、そうした砂防関係経費につきましても、昨年度におきまして普通交付税での算入措置を強める、実態にできるだけ合わせるというふうなことをこらしております。昨年度は、実は私が先ほど申し上げましたように、地方負担額と標準的に算入されております額との差額の四分の一、二五％を加算するという仕組みにいたしております。残り地方債で措置する、こういう仕組みであつたわけでございます。本年度からはこの二五％を六〇％に引き上げましたので、それだけ地方団体としては一般財源で措置される割合が多くなった、こういうことが言えようかと思ひます。

○宮崎正義君 そこで建設省にお伺ひしたいのですが、国の補助率を二分の一にした根拠はどこから出たのでしょうか。

○政府委員(坂野重信君) この法律の目的といひますが、あり方は、先ほど申し上げましたように旧法による災害は一般の砂防工事とか地すべり等に比べまして比較的地域が限定されている、またそういうようなことで砂防工事とか地すべり工事等、広い立場に立つた国土保全的な色彩の非常に強くて国の利害がきわめて大きいというふうなものにつきましては、国が三分の二を負担している例があるわけでございます。それから地すべりにつきましても、特に影響の大きいといひます。か、溪流、川沿いに地すべりというふうなものが起きてまいりますと非常に広範な範囲にその影響が及ぶわけでございますので、そういう観点から地すべりにつきましても、溪流に關係するものは三分の二だと、溪流に關係しない比較的小範囲な影響を及ぼすものにつきましては二分の一というふうなことをいっておりますので、そういういわばバランスといひますが、そういうものと見合つた補助率というものを考えまして、二分の一が適当

に對するところのそれぞれの御意見、御要望また御指摘、私も私なりに拝聴いたしてまいりましたような次第でございます。それぞれの立場につきましても、関係府委員より申し上げましたとおりでございますが、御指摘になりました重要な問題点もあることを私は踏まえまして、今後これらの法運営に、御審議をいただきまして制定をされまして場合には十分配慮もいたしてまいりたいと、こう考へておる次第でございます。

○田中一君 これは河川局長に聞いておきますが、自然現象のままの地点とそれから何らかの工事を行なつた場合と二つに大別されることができるとのじゃないかと思ひます。それで、そういう実態から見て、ここにある第十二条の「都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事」という中に「被害を受けるおそれのある者が施行すること」が困難又は不適当と認められるものを施行するものとす。」「代行すると書いてありますね、そうすると自然のままの姿であつたその地形というものを、急傾斜地というものを、これが経済的な価値というものが何ら直接にないという場合、これは手はつけませんね。しかしそれも、危険区域として都道府県知事が指定した場合があるとするば——これは手をつけないですね、本人は——そういうものはこの都道府県工事とするものですか。

○政府委員(坂野重信君) あつては御質問に對してお答えが間違ふかもしれませんが、十二条で言つておられるのは、さつき先生もおっしゃるとおり、防止工事は自然がけ、天然現象のままで行つておられるものに対して行なうというのが原則でございます。行なう場合に、しからばそれでそこに人が住んでおつて非常に危険である、そこでそのままでおつておくと非常に被害が大いというやうな場合に限つて、しかもそこに住んでいる人があるいは管理者、所有者というやうな者に施行することが困難あるいは不適当であると認めるものに限つて府県の公共工事として行なうわけでございます。そこで、もちろんその指定するということ

になると、やっぱり人家五戸以上あるとかあるいは病院とか学校とかそういった公共的な建物があつて、しかも三十度以上で非常に危険であるというやうなところをねらつて指定するわけでございまして。そこで、何も人家がないというところでしたらやはりさしあつては指定をしない、自然現象として非常に崩壊のおそれがある、もしくはそれによつて人命の損傷のおそれが、少くとも病院なり学校があつて、あるいは人家が五戸以上あるやうなところをやつておられる指定を指定して、そしてその指定をした中で自然がけというものを対象としてやろう、人工がけの場合ももちろんすので御承知のやうにいろいろな、宅造法等の規制その他の法律がございしますが、それによつてやつていくわけでございまして。ですから無価値でということはおそらくあんまり利用価値がないと、人も住んでいないというやうなところにおいては防止工事はさしあつてやるといふことは考へないでございまして。

○田中一君 無価値とは言えない、無価値とは言えないので、災害を呼び起こすという傾斜地があるのだから、それは何もそこに人家もない、しかし、伊那谷の例はちよつとひど過ぎたけれども、人家がなくともその上流の河川を埋め尽くせばこれは大きな災害がくるわけであります。さつき宮崎君がいろいろ立法上の問題で質問していらしたけれども、だれも持つ疑義なんですよ。しかしどうしても抜け穴がある、これは抜けているのだというところからこれをまず押えようというのではないと思ふのです。これはいいと思ふのですよ。しかしながら常に、先ほど強調していらしたのは人命、財産、直接人命、財産ということだけのものではないうのですね。直接人命、財産の問題ならば、これはもう丹沢山という山はふもと以外には人家がないわけですから、うつつやつておけばいいとそういう奥地であるところの集中豪雨による崩壊というものは、これはもうとんでもないほどの災害を招くものなんです。だから分析してどの辺にどういふ現象が起こるか、どうい

う現象が起こっているか。これ今度はつきり指定して、指定地というのをばつと立てるわけなんです。何キロ平方は危険区域だということでしょう。そういうことになるわけでしょう。それがそれだけでいいかということ。もう一つは、いま私が氣にしているのは、強制されるということなんです。強制される場合の危険がこでばつきりしている。この法律によつてきたわけですね。しかし、人工的な行為によつて受けた場合にはこれは当然やりますよ。経済的価値というものはそこに存在するんだから、生み出さうとしているんだから、価値をね。しかし、そうでない場合、行為者は適当に行なつておつたか。権利は第三者に移つて、いま宅地なら宅地として、居住地として残つたという場合に、行為者は、もう生産なら生産して、よくある宅造会社が逃げちやうわけです。いまはもうただ市街地じゃないといふ危険なところ宅造やつてます、これはそういうところは許可もくそもない、かつてやつていらんだから。自然の場合ですね、そういう抜け穴をやつたりこれでもつて締めつけようと思ふだけども、善意の第三者に對してそれは及ばないはずなんです。行為者でないからその場合にはやはり都道府県施行という形で置きかえられるのですか。

○政府委員(坂野重信君) 前段の先生の問題でございますが、おそらく先生のおっしゃるのは狭い地域を指定してつと下流のほうに、はるか河口のほうに影響が及ぶじゃないか、そういうものをどう考へるかという問題、御質問だらうと思ひます。それはやはり急傾斜の場合には直接的土砂崩壊による影響を、直接災害といふんです。そういう範囲に限定せざるを得ないと思ひます。たとえ山ないし人の住んでいないところに土砂崩壊があつて、それがつと下流の離れたところに、土砂崩壊なり何なりを伴つてはるか何キロも下のほうに災害を及ぼすやうなことに對して、これは砂防なり地すべりなりで指定をし、また取り締まること、そういう方面の事業をやつていくということ、これのやつぱり対象になるものは、直接土砂

崩壊によつてその近接した区域が、関連災害じゃなくて直接災害を受けるというやうなところにやはり限定しませんが、範囲がもう広がつてまいります。そういうことを考へておられるわけでございます。それからさつき悪質ないわゆる宅造業者といひますか、そういう問題でございますが、これはもう明らかにそういう行為が、行なつた者が明白である、まあ指定以前においてもそういうことを行なつておつた。そこをまた指定をされた、あるいは指定後において何となく黙つて不法的にやつたという場合に、明らかにそういう行為が明白な場合には、これは改善命令といひますか、十条でもつて指名、そして本人のやらない場合には代執行でもつて都道府県がやるということでございます。しかし、どうも人工的のやうな気もするけれども、これはつと古い昔でなかなか幾らさがしても行為者がわからない、相当の年代もたつておるといふものは、これはやむを得ず都道府県が防止工事をやらざるを得ないということによるわけでございまして、行為者が明白である場合には、多少の期間たつておつても、それはできるだけそれをさがして、その悪質な業者にやらせることは改善命令なり何なりを出してできるだけやらすと、そして、行方不明というやうな場合には、時期的に待てないというやうな場合には代執行をやつて、そしてその結果によつてできるだけ行為者をさがすということしか方法がないと思ひます。

○田中一君 地すべり法案のときにも同じやうなケースでもつて聞いているわけですね。ボタ山の所有権をだれが持つてゐるか、所有権はあるが行為をなした者がいない。公共事業としてやらなきゃならぬですね、どつちも。この場合には一つの法人が、法人でやつた、法人が消滅したという場合には、個人に對象が移らないですね、行為者としての。だから、おそらく個人が自然現象で長い間の居住地域ですね、その直接災害というものの、そのものに金を貸してくれるといつても、金を借りたんじゃない生活に困るからいやすとつた場合に

○田中一君 自然がけを言っている……。

○田中一君　それ言っていない。自然がけを言っているのだ。

○田中一君 やらせようと思つて金を貸してやろ

そのケースごとに違ってくるわけでございます

第二部 建設委員会 議案第二二二號 第三

○田中一君 一体ね、その危険区域として認定す

それから勧告に従つて自分で借金してやった

四二四三六四二一四「冬集」

うことの補償というものをやはりどこかで明文化

と、
 こういうわれわれは指導しますよ。かわいそ

100

○政府委員（坂野重信君）　まあ先生のおっしゃる

100

の条件というものは非常に過酷でございまして、われわれの予想しないような条件の災害、降雨からあるいは土石の破壊というものが起きた場合には、これはもう私、天災といわざるを得ない。私は最大の技術的な判断、技術的能力に基づいて最善を尽くした。それでもなおわれわれの想像できないような気象条件が起きた場合には、これはもう私もまたことに遺憾でございまして、天災地変と言わざるを得ない立場になると思ひます。それから個人の場合同様、私もはそういう融資等いろいろ考えておりますけれども、できるだけそういった非常に貴重な資金を出して、それからそれによって事業をやらす以上は、やはりそういった行政的な指導というものが十分間違いないようにやっていきたいという立場があるわけございまして、その行政指導が間違つておつたとか技術的に明らかにこれはもう本来的に行政指導がおかしい、非常にこともとこわれるようなものをつくられたということになってくれば、これは確かにそういう責任は出てまいらると思ひます。そういうことがないように私も最大の努力をひとつ払つてまいりたいと思ひわけでございまして、まあ災害の起きたあとの場合を想定した補償をどうするかというのをこの法律の中にうたう、という先生の御指摘はわかるわけでございまして、この法律と離れた、これは全般、その他の公共事業でも同じじゃないかと思ひます。砂防にしても河川工事にいたしましても、これが請願工事でもございまして、そういった場合にやつた場合に災害が起きたらどうするか、個人の補償問題、そういった問題をとらえてどうするかというところは別個の広い観点で、これはむしろ災害対策の基本法とか、そういう場でむしろ今後議論していただきまして、どうするかという問題、むしろやっていたらどうかという点ではないかとと思ひわけでございまして、この法律の中には直接的な急傾斜の崩壊による災害の防止ということとを主眼として法律のたてまえがなっておりますので、それはまたそういう問題をこの中に織り込

むということ、ちよつとなかなか困難ではないかと思ひます。先生の御意見はよくわかります。○田中一君 それはやれつこない。しかし君はしよせん官僚だ、われわれは政治家だ。つまり現状というものを認めながらこの法律の実施ということを考えなければならぬ。あり得ないというんじゃない。じゃ君に金を貸すからやりなさいというこの制度、国が援助をして都道府県に全部やらせなさい。だが所有者であらうと買っているんだ、砂防法でもその原理は全部買っている、国土保全という大眼目からみると、本人に金を貸すからやりなさいというのは過酷なんです。全部、国土保全に責任がある建設大臣が自分でやるんです、国民総意の税金でやるんです。これはなるほど地すべり法でも家がつぶれたら金を貸すから建てなさい、そういうものがあればそれを持つてきなさい。しかし、人工的行為によつて三十度の急斜面ができたというならこれはまたおのずからわかります。自然にあるものを、それまでも本人にやれというのは過酷なんです。そういうものは全部国がやりなさい、国なり公共団体がやれというんです。個人の負担ではないというふうに直しなさいよ。受益者負担、これはいいんですよ。それによるところの受益者負担は、少しぐらいい取るならいいですよ。あらゆる国土保全の法律、国土法ということ、国土連法というものはことごとく国がやるんです。自然というものはまるかっただけがまっすぐになった場合には国がやるんです。あぶないから引越さない、あぶないかと判断したら引越すでしょう、それは。しかし、何年なり何十年なり安定して住んでいたという自分の地域であぶないから引越さなければならぬ、それを築きなさい、一体二億や三億国が補助して何をしようとしておるのか、一体何をしようとするのか、砂防部の仕事、予算ちよつとだけふやすくらいのもんじゃないですか。そんなことよりもっと別の方法がありますよ。ことに金は貸してやるからおやりなさい、それでも非常な集中豪雨で崩壊があつたら借金は残る、そんなばかなことはあり

ませんよ。家屋は不動産とはいいいながら動産的なもので、どこにでも持つていけますよ、国土は持つていけないんですよ。それはなかなか、いままであなたの方の持つておる技術、日本の持つておる技術というものは、非常に高い高度なものです。しかし自然というこの力にはなかなか勝ち得ないんだ、イタチごっこしなければならぬんです。どういう技術的な基準でこれをさせようとするか知らぬ。責任は国が負うなら当然借金なんというものはゼロにするべきで、ゼロにできないければ個人でやらせないことです。国が全部やるんです。建設大臣、どうですか。

○国務大臣(坪川信三) 先ほどから田中委員の高度な立場から行政に優先する政治のあり方を踏まえての御意見、そんな気がするというふうなことでなくして、全く同感でございまして。しかし現実の上になりますと、なかなかきびしいものでございまして。私といたしましては、いま御指摘になりました諸般の問題を十分頭に踏まえて、国家的な政治が優先したしながら国土の保全というものに真剣に取り組み、財政措置を十分講じて、いま御指摘の要望の線に最大な努力を払いたい、こう考えております。

○田中一君 建設大臣は、何でも半分ぐらいこつちのことを承認したふりをして、「しかしながら」と言うので官僚の言うとおりに従うんです。どうも困る。

河川局長ね、この受益者負担、これはいいと思ひます。これは直接災害というものをうたつていて、直接災害は国民なんです。これをあなた方は技術的に見て、これがそうだと、あぶないよと言ふなら、当然これは国がなすべきです。その個人の当該被害を受けるおそれのある者にさせるべきものじゃないんです。この法律は通らない、これでは。この問題は正されなければ通らない。おそらく与党の諸君だつて通したくないだろう、直しなさいよ。そんなにあなたの方を考えられて技術というものが妥当かどうか、まず技術の基準を示してもらおう。そのデータ出してくださ

い。しかし、これはむしろ軟弱地盤もあれば、岩があつたつて先ほどの宮崎君の話じゃないけれども、岩があつたつて動くという場合もあるんだから、地震があれば動く場合がある。それは非常に、ケースバイケースでいろいろ違うと思ひます。しかし、それは一応基準を出してください。その基準を出していただいて、それをやはり私が相談する技術屋に一ぺん相談してみよう。それならば一ぺん考えますが、いまのようなことで直接災害を受けるおそれがある国民に負担させるということは、国が責任をとりなさい。これは国家賠償法の対象になりますよ、国が命令するんだから、技術指導するんだから、必ず国家賠償法に該当する問題になりますよ。あつちでもこつちでもそんなの起こしてどうするんだ。局長はもう二、三年でやめちやえば責任はないんだが、局長という立場でやれば、これはほんとうにその点をひとつ考えていただきたい。きょうはこれだけでやめておきます、まだあります。

○政府委員(坂野重信) 先生の御要望の基準は、すぐ提出いたします。それから十二条のいまの先生の問題は、つまりこういう条文だけけれども国でできるだけ防止工事をやれという御趣旨だと思ひますので、私も先生の趣旨に沿うように、十二条の実際の適用につきましては、趣旨を十分尊重するような立場でやりたいと思ひつておりますので、どうぞひとつよろしくお願いいたします。

○理事(沢田政治) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

〔速記中止〕

○理事(沢田政治) 速記をつけて。次に、連合審査に関する件についておはかりいたします。

都道府県合併特例法案について、地方行政委員会に対し、連合審査の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(沢田政治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○理事(沢田政治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

六月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願(第六一一六号)(第六一一七号)(第六三八四号)(第六四九六号)

一、公営住宅政策の推進に関する請願(第六二五四号)(第六二五五号)(第六二五六号)

第六一一六号 昭和四十四年六月七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 東京都国分寺市東元町二ノ七ノ四 薦田一登外三万一千二百六十五名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第六一一七号 昭和四十四年六月七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 香川県香川郡川東町川東上 小笠原良雄外二万二千五百十二名

紹介議員 宮崎 正義君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第六三八四号 昭和四十四年六月十一日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市上石田町三八七 植松辰雄外八百八十一名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第六四九六号 昭和四十四年六月十二日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 埼玉県浦和市仲町二ノ六ノ一〇 金子由太郎外千五百五名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第六二五四号 昭和四十四年六月九日受理

公営住宅政策の推進に関する請願(三通)

請願者 静岡県掛川市上屋敷九九ノ二静岡 地方金属機業シボリ労働組合内 鈴木勝雄外四十九名

紹介議員 瓜生 清君

いまわが国の現状と将来に繁栄をきずくため、産業界にあつて雄々しく活躍している青年男女労働者が、ひとしく希望している左記事項の実現を図られたい。

公営住宅政策を積極的に推進し、住宅不足に起因する勤労青年の結婚難を解消すること。

第六二五五号 昭和四十四年六月九日受理

公営住宅政策の推進に関する請願(三通)

請願者 神戸市垂水区高丸六ノ二ノ二三 菱重工労組神船支部内 山名繁男 外百十三名

紹介議員 片山 武夫君

この請願の趣旨は、第六二五四号と同じである。

第六二五六号 昭和四十四年六月九日受理

公営住宅政策の推進に関する請願(三通)

請願者 大阪府松原市一津屋町三二三全職 同盟住江織物河内支部内 谷本良馬外四十九名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第六二五四号と同じである。

昭和四十四年七月三日印刷

昭和四十四年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局